

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

宇都宮市長

申請者
〒
フリガナ
住 所
フリガナ
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ()

F A X ()

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>許可証における「1. 事業の範囲」のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>別紙2のとおり</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類, 設置場所, 設置年月日, 処理能力, 許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>許可証における「2. 事業の用に供するすべての施設」のとおり</p>
<p>保管を行う場合には, 保管を行うすべての場所の所在地, 面積, 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は, その旨を含む。), 処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙5のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式, 構造及び設備の概要</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	履歴事項全部証明書のとおり		出資の額	
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
	住民票 のとおり		住民票のとおり	
法人の出資者は次ページに記載				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(フリガナ) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
	住民票及び使用人が記載された名簿等のとおり		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※手数料欄

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍 所
	(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	
				履歴事項全部証明書のとおり

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(フリガナ) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
			住民票及び使用人が記載された名簿等のとおり

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 2部提出すること。

※手数料欄

